

狛江市行政評価委員会からの 提言書がまとまりました

狛江市行政評価委員会は、行政評価制度の見直しを行うにあたり、「新しい行政評価制度のあり方」と市民の視点に立った「第三者評価制度のあり方」を検討するため、平成19年5月に設置しました。

3月までに10回の委員会を開催し、提言書を策定して、市長へ提出しました。

今後はこの提言書に基づき、行政評価制度の見直しを進めていきます。

主な内容は次のとおりです。

■新しい行政評価制度導入に向けた基本的方針

- ▽行政評価制度の目的の明確化
- ▽「市民サービスの向上」と「行政運営の見直し」の両立
- ▽市民への説明責任の拡充
- ▽総合計画・予算編成と行政評価制度の連携
- ▽「やりがい」「達成感」のある行政評価制度の構築

■新しい行政評価制度のあるべき姿

- ▽業務改善、課内議論による情報共有の促進
- ▽市民の共有化、課題の顕在化を目的とした事務事業評価と総合計画の進捗管理、事務事業の見直し等を行う施策評価に分けて実施する。
- ▽説明責任の拡充を図るとともに、市民の視点に立った第三者評価を導入する。

■外部評価のあり方

- ▽評価対象 「提言内容を実現できているか」「個々の施策や事業」「施策評価の過程」を対象とすることが考えられる。
- ▽評価主体 学識者と市民による委員会形式とする。
- ▽評価主体の構成 学識者については、行政評価制度に精通した専門家を選定すること。市民委員については、公募を基本とするが、専門分野、性別、年齢等のバランスを考慮する必要もあり、詳細は市にゆだねることとする。ただし、総合計画の策定に参加した市民委員を委員に選定するなど、総合計画と行政評価制度の連携を意識した構成にすること。

市では、皆さんから市政に関する意見、要望などをいただき、市民との協働によるまちづくりを進めていきます。

「市長への手紙」は、ホームページからの電子メール、FAX、封書やはがきなどの郵便でも受け付けていますが、市役所、あいとぴあセンター、公民館、狛江市民総合体育館、各地域センター

「市長への手紙」にあなただの 意見をお寄せください

回答には、おおむね2週間ほど時間をいただいています。回答を希望される方は、氏名、住所、メールアドレスを必ずご記入ください。

聴担当

▽開催時期 委員会の活動時期については、評価対象によって異なるが、「行政評価終了後」「予算編成と並行」「施策評価と並行」などが考えられる。

▽評価結果の活用 「各部長への報告と意見交換」「市長への報告」「決算資料」として議会への提出「および」「市民への公表」などが考えられる。

■新しい行政評価制度の導入スケジュール

新しい行政評価制度は、評価計画・予算の連携体制の構築が不可欠であり、総合計画等と行政評価制度との連携を十分に意識したものに改定する必要があります。しかしながら、総合計画の改定は平成22年度であり、新しい評価制度そのものについても十分に慣れておく必要があることから、平成22年度までの間は現在の基本計画等に新しい行政評価を導入し、評価に慣れるための試行期間とし、新しい施策体系の下で行政評価を本格実施していくこととする。

なお、詳しくは市ホームページからご覧になれます。

【問い合わせ】政策室企画法制担当

なお、いただいた意見やその回答のうち、市民生活、まちづくりの参考になる事例の要旨を、市ホームページに掲載させていただくことがあります。その際は、プライバシーに十分配慮し、個人が特定されないよう留意します。

【問い合わせ】政策室広報担当

市民協働事業提案制度 公開プレゼンテーション シモン・審査会開催

平成21年度に市民公益活動を行う団体が市と協働で行うことを希望する事業の提案に、5件の申請がありました。申請団体が提案事業を公開プレゼンテーションで発表し、後日協働が望ましいかを審査します。

▽公開プレゼンテーション
【日程】7月6日(日)

▽審査会
【日程】7月13日(日)

【審査員】狛江市市民参加と市民協働に関する審議会委員

【時間・会場】両日とも午後1時30分からエコルマホール展示・多目的室

【問い合わせ】政策室協働調整担当

健康診断の結果や日ごろの生活・運動などの健康状態を伺い、体力測定を行って個人の状態に合わせた運動を指導します。

やげがなどのリハビリテーション目的の利用や、心疾患、脳血管障害などの病気をした方など、身体の状態によっては参加できない場合があります。

【定員】各コース先着16人

※平成19年度に参加した方は申し込みできません。

【申し込み・問い合わせ】7月15日(火)までに健康支援課健康推進係(3488)1181へ。

市民協働事業提案制度申請内容

団体名	提案事業名称	提案事業概要
狛江地域ねこの会	「野良猫トラブル0を目指して」～野良猫から地域猫へ～	飼い主のいない猫の問題を地域の問題としてとらえ、人と動物の共生を目指す。
愛の子育てアロマの癒し	みんなで子育てアロマ	心豊かに幸せな社会で過ごせるよう、親子を中心にアロマセラピーを普及させる。
NPO法人CULLカッタスカウンセリング学会	心の健康と生きがいづくり	心理療法の基礎知識の勉強会を行い、具体的な支援の必要な方には早期支援を図る。
狛江青年会議所	どうする多摩川河川敷?問題解決と有効活用に向けたまちづくりディスカッション	多摩川河川敷の問題解決と有効活用について、市民討議会を開催し、市民提案書を作成する。
サポート狛江	市内の支援の必要な子どもにかかわる支援ネットワークマップ	子どもに必要な支援に繋がりがやすくなるため、ネットワークマップを作成し配布する。

住宅用火災警報器は 義務設置になりました

火災予防条例の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務となりました。

すでに新築、改築する住宅では平成16年10月1日から義務となつていますが、既存の住宅も平成22年3月31日まで住宅用火災警報器が必要となります。

これは、戸建ての住宅だけではなく、共同住宅や店舗を兼ねた住宅も対象となります。

■住宅用火災警報器とは

住宅用火災警報器は、煙や熱をいち早く感知し、警報音などで火災を知らせてくれるものです。

火災の早期発見には住宅用火災警報器が大変有効です。東京消防庁管内では、火災による死者が75人(6月24日現在)発生しています。

もしもの時のために、早めに住宅用火災警報器を設置しましょう。

ぜひこの機会に、住宅用火災警報器を設置しましょう。

【問い合わせ】狛江消防署(3480)0119

集中豪雨などにより、短時間で大量の雨水が路上に流れ、道路冠水や住宅の浸水等の被害をもたらすことがあります。

次の点を確認の上、協力をお願いします。

- ▽道路集水ます、雨どい、駐車場の排水溝に、ごみや落ち葉などがたまるないように清掃をしましょう。
- ▽大雨のときは、洗濯機や風呂の水は流さないようにしましょう。
- ▽下水道管が詰まる原因となる油などは流さないようにしましょう。
- ▽地下駐車場などの浸水の恐れのある場所は、土のう等の準備をしておきましょう。

【問い合わせ】安心安全課

大雨による浸水被害を防ぎましょう

健康運動セミナー第2期

コース	曜日	時間	参加費
A	火・金曜日(全21回)	午前10時～正午	1万円
B	金曜日(全10回)	午後1時～3時	5,000円
C(*)	水曜日(全10回)	午前10時～正午	
D	水曜日(全10回)	午後1時～3時	
E	日曜日(全10回)	午前10時～正午	

※特に体力に自信のない方は、Cコースをお勧めします。第3期は、9月に募集します。